

川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会運営要領

平成17年7月19日
都市計画審議会決定
(最終改正令和3年7月28日)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会条例施行規則（平成12年規則第60号）第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領（平成12年7月18日都市計画審議会決定）第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 小委員会は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の策定及び同法第7条に定められた「区域区分」の変更、同法第7条の2に定められた「都市再開発方針等」の策定、同法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という）」の策定、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に定められた「立地適正化計画」に関し、必要な助言を行うことを目的とする。

(会議)

第3条 小委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、小委員会の会議を招集するときは、その7日前までに、議題、日時及び場所を各委員に通知するものとする。

3 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(会議の公開)

第5条 小委員会の会議は、公開とする。ただし、小委員会が、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号）第5条の

規定に基づき、非公開にする旨を議決したときは、この限りでない。

(会議資料の提供)

第6条 会議を公開する場合は、会議資料(川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号)第7条第1項各号のいずれかに該当する情報を除く。)を閲覧に供し、その概要版を傍聴する者に配布するものとする。

(議事録)

第7条 委員長は、小委員会の会議について、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1人がこれに署名するものとする。

2 第5条の規定により公開した会議の議事録(川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号)第7条第1項各号のいずれかに該当する情報を除く。)は、公開するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年7月28日から施行する。